

特別管理産業廃棄物一覧表

産業廃棄物の種類	施設	基準 (・の数値は、検液1に含まれる物質量の基準値(mg)で、これを超えるものが特別管理産業廃棄物となる)
廃油 令第2条の4第1号		産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸 令第2条の4第2号		pHが2.0以下のもの
廃アルカリ 令第2条の4第3号		pHが12.5以上のもの
感染性産業廃棄物 令第2条の4第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・衛生検査所 ・介護老人保健施設 ・助産所 ・動物の診療施設 ・国又は地方公共団体の試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの) ・大学及びその付属試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの) ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの) 	感染性廃棄物(感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物)であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、又は第2条第7号若しくは第13号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたもの)
廃PCB等 令第2条の4第5号イ		廃PCB及び廃PCBを含む廃油
PCB汚染物 令第2条の4第5号ロ		汚泥(事業活動等発生物に限る)のうち、PCBが染み込んだもの 紙くず(事業活動等発生物に限る)のうち、PCBが塗布され、又は染み込んだもの 木くず(事業活動等発生物に限る)のうち、PCBが染み込んだもの 繊維くず(事業活動等発生物に限る)のうち、PCBが染み込んだもの 廃プラスチック類(事業活動等発生物に限る)のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの 金属くず(事業活動等発生物に限る)のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの 陶磁器くず(事業活動等発生物に限る)のうち、PCBが付着したもの がれき類(事業活動等発生物に限る)のうち、PCBが付着したもの
PCB処理物 令第2条の4第5号ハ		廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの 廃油の場合 ・0.5(試料1kg中の値) 廃酸又は廃アルカリの場合 ・0.03(試料1中の値) 廃プラスチック類又は金属くずの場合 ・PCBが付着している又は封入されていること 陶磁器くずの場合 ・PCBが付着していること 上記以外の場合 ・0.003

産業廃棄物の種類	施設	基準
鉍さい 令第2条の4第5号ホ		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005 ・カドミウム又はその化合物 0.3 ・鉛又はその化合物 0.3 ・六価クロム化合物 1.5 ・ヒ素又はその化合物 0.3 ・セレン又はその化合物 0.3
処分するために処理した もの（廃酸又は廃アルカリの場合）		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.05 ・カドミウム又はその化合物 1 ・鉛又はその化合物 1 ・六価クロム化合物 5 ・ヒ素又はその化合物 1 ・セレン又はその化合物 1
処分するために処理した もの（廃酸又は廃アルカリ以外の場合）		<ul style="list-style-type: none"> ・アルキル水銀化合物 検出 ・水銀又はその化合物 0.005 ・カドミウム又はその化合物 0.3 ・鉛又はその化合物 0.3 ・六価クロム化合物 1.5 ・ヒ素又はその化合物 0.3 ・セレン又はその化合物 0.3
廃石綿等 令第2条の4第5号へ 飛散するおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿建材除去事業 （建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業） ・特定粉じん発生施設 ・輸入されたもの 	吹き付け石綿 建築材料であって石綿を含む次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・石綿保温材 ・けいそう土保温材 ・パーライト保温材 ・接触、気流、振動等により石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材 石綿建材除去事業用具類 特定粉じん発生施設で集じん施設により集められたもの 特定粉じん施設で使用された用具類 集じん施設により集められた石綿（輸入されたものに限る） 廃棄された防じんマスク等石綿が付着しているおそれのある用具、器具（輸入されたものに限る）
ばいじん、燃え殻 令第2条の4第5号ト～ワ	「特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（ばいじん、燃え殻）」 こちらをご覧ください (PDF)	
廃油 令第2条の4第5号カ～ウ	「特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（廃油）」 こちらをご覧ください (PDF)	
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号エ～ン	「特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（汚泥、廃酸、廃アルカリ）」 こちらをご覧ください (PDF)	
ばいじん 令第2条の4第6号	輸入された廃棄物の焼却施設（処理能力が200kg/h以上又は火格子面積が2㎡以上の焼却施設に限る）において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したものの処理施設	ダイオキシン類 3ng-TEQ/g

産業廃棄物の種類	施設	基準
ばいじん、燃え殻 令第2条の4第7号 (ダイオキシン類)	政令別表第3の14の項に掲げる施設において 輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたばい じん又は燃え殻及びこれらの廃棄物を処分す るために処理したものの処理施設	ダイオキシン類 3ng -TEQ/g
----- 処分するために処理した もの		ダイオキシン類 3ng -TEQ/g
汚泥 令第2条の4第8号 (ダイオキシン類)	政令別表第3の14の項に掲げる施設において 輸入された廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥 及び当該汚泥を処分するために処理したもの の処理施設	ダイオキシン類 3ng -TEQ/g
----- 処分するために処理した もの		ダイオキシン類 3ng -TEQ/g
ばいじん 令第2条の4第9号 (輸入された廃棄物である ものに限る)		集じん施設により集められたもの
燃え殻 令第2条の4第10号 (ダイオキシン類) (輸入された廃棄物である ものに限る)		ダイオキシン類 3ng -TEQ/g
汚泥 令第2条の4第11号 (ダイオキシン類) (輸入された廃棄物である ものに限る)		ダイオキシン類 3ng -TEQ/g

- 注) 1. 指定下水汚泥は発生例がないため省略
2. 令第2条の4第5号に掲げる廃棄物を特定有害産業廃棄物という。